## 1. 申請の要件 2. 根拠法令 2. 火薬類の販売営業に係る許可 火薬類取締法第5条 3. 申請に関する説明 ・ 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに市長の許可を受ける必要があります。 ・ 申請者が火薬類取締法第6条各号のいずれにも該当しないこと。 ・申請に係る販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 4. 関係条文 第 6 条 欠格事由 第 10 条 販売営業の許可申請 施 第7条第1項 市 行 許可の基準 行 法 第3号第4号 細 規 第 13 条 火薬庫の所有占有義務 令 則 則 5. 手 数 料 6. 標準処理期間 申請部数

15 日

3 部

## ・ その他の販売営業8. 告示又は通知

• 競技用紙雷管のみの販売営業

- ・ 火薬類取締法の改正について (昭和36年3月6日36軽局第560号)
- ・ 火薬類販売営業の定義について (昭和39年5月11日39軽局第176号)
- ・ 火薬類に関する対策の強化について(昭和50年2月28日50立局第128号)
- ・ 火薬類の販売営業の許可等について (平成元年7月1日元立局第230号)
- ・ 火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について(平成10年3月31日平成10・03・30立局第1号)

25,000 円

110,000 円

・ 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)(平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号)

## 9. 審査する事項

販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。